

防災施策の充実強化に関する提言

わが国は、世界有数の災害発生国であり、これまでも、地震、津波、台風、豪雨、火山噴火、豪雪、竜巻など多くの自然災害に見舞われてきた。

近年、自然災害はさらに激甚化・頻発化しており、今後、南海トラフ巨大地震や首都直下地震、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震、富士山噴火など、大規模災害の発生も危惧されている。

こうしたなか、政府は近年の災害における教訓や環境変化を踏まえ、政府として強化すべき防災施策の方向性と、そのために必要な役割や体制の在り方について議論を進め、令和8年度中の防災庁設置に向けた検討を進めている。

防災庁の設置により、災害対策をより一層実効性のあるものとしていくためには、最前線で災害対応にあたる都市自治体の様々な現場の課題や意見等を十分に踏まえた総合的な検討が重要である。

よって政府においては、人命・人権最優先の「防災立国」を実現するための施策を推進するにあたり、次の事項について十分に検討していただきたい。

記

1. 災害発生時等の対応について

- (1) 大規模災害発生時には、自治体職員の対応能力を大幅に上回る業務が発生し、被災自治体だけで対応することは困難となることから、早期に国の専門部隊を派遣するなど、国全体で総合的な災害対応力を発揮するための司令塔機能を強化すること。
- (2) これまでの災害発生時における現場業務についての国と自治体の役割分担を十分検証し、災害対応力の強化に向けて、その最適化を図ること。
また、平時から顔の見える関係性が重要なことから、連携を深めるための研修・訓練を実施することや時には自治体の事業を伴走支援するなど、国と自治体とが相談しやすい環境を整備すること。
- (3) 災害発生時には被災自治体が躊躇なく財政面で安心感をもって復旧・復興に取り組めるよう、迅速かつ効果的な財政支援を実施すること。

2. 避難所環境及び備蓄体制について

- (1) 災害対応のために求められる備蓄物資の種類や数量は年々増加しており、保管スペースの確保が困難になってきているほか、在庫管理、入れ替えなど事務も増加している。また、避難所の良好な生活環境の確保に向けて、トイレカーやキッチンカー、入浴設備

など大型資機材を市町村が個々に整備することは、保管場所の確保やメンテナンス、維持費等の課題がある。

そのため、市町村は発災直後の緊急性の高い物資等の支援を中心に行い、避難所の生活環境を改善するための大型資機材については国や都道府県において調達・確保し、災害時に被災自治体にプッシュ型で貸与するなど、備蓄体制の整備について自治体の備蓄状況を考慮して総合的に検討し、方針を示すこと。

- (2) 2次避難については、特に高齢者・障害者等の要配慮者にとって避難生活環境を改善するために有効であり、利用可能な宿泊施設等を事前に登録し、大規模災害発生時には被災自治体以外の受入れ可能な施設とのマッチングを行えるよう、広域的な調整も含めて速やかに2次避難を実施できる仕組みを検討すること。
- (3) 在宅避難者や車中泊避難者など、避難所以外で過ごす被災者の状況把握や支援ニーズの把握、物資等の支援の提供が課題となっており、効果的に行うための具体的な方策を検討すること。
- (4) 高齢者や障害者等の要配慮者に対する福祉的支援の充実を図るため、要配慮者の介助、支援等を担える人材の育成・確保や福祉避難所開設に当たっての課題等の共有を図ること。
- (5) 災害発生時に避難所となる体育館等の空調設備や非常用電源設備の設置など、基本的な避難生活環境を整備するための事業の計画的な実施や、「避難生活における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」の改正を踏まえた最低居住スペースの確保等に対し、十分な財政支援を講じること。

3. 官民連携による災害対応強化・地域防災力の強化について

- (1) 人口減少や高齢化により、避難所運営や被災者対応等を行う地域の担い手が減少する中で、災害発生時のボランティアの役割がますます重要となっている。災害対策基本法等の改正により NPO・ボランティア団体等の登録制度の創設が予定されているが、自治体と NPO・ボランティア団体等との連携が実効性のあるものとなるよう、連携を調整する支援組織の育成や自治体における研修など、環境整備を図ること。
- (2) 地域防災力の強化のためには、地域のリーダーとなる専門知識を持つ人材の確保が必要であり、防災士等の災害時に避難所等で即戦力となる人材の育成・確保を推進すること。また、災害ケースマネジメントなど福祉関係者との連携の強化に資する仕組みを構築すること。
- (3) 学校での防災教育をさらに充実させていくため、教員だけでなく NPO・ボランティア団体等が連携し、地域全体で進められる方策を検討すること。
- (4) 今後、在留外国人の増加が見込まれていることを踏まえ、外国人労働者を雇用する企業が防災教育や防災訓練を実施できるよう必要な支援を行うこと。

4. 防災DXの推進について

- (1) 発災時の時間や季節、地理的条件や年齢構成等、被災地の環境は様々であり、どのような環境においても迅速に被災地の状況を把握することが重要である。国においては、防災デジタルプラットフォームの令和7年12月までの構築を目指しているところであるが、多様なデジタル技術も活用しつつ、効率的・効果的に被害情報等を把握し、共有できる仕組みとすること。
- (2) 大規模災害時には、他の自治体から被災自治体に対し、災害対応業務にあたる応援職員の派遣が行われている。応援職員による災害対応を迅速かつ円滑に進めるため、防災関連システムの共通化を推進すること。
また、共通システムの開発・更新にあたっては、自治体の意見を踏まえ、システムを活用する現場目線で構築すること。
- (3) 生成AI等のデジタル技術を活用し災害を経験していない自治体をサポートするツールを構築するなど、自治体における災害対応のノウハウの継承や自治体間での共有を推進すること。
- (4) 災害時における通信インフラの安定的な稼働を確保するため、衛星通信技術の活用など耐災害性の強化について取り組むこと。

5. 広報・啓発について

- (1) 「自助」「共助」「公助」がバランスよく機能できるよう、被災自治体の経験や先進事例について引き続き情報発信すること。特に、国民一人一人が災害に備えることの重要性を国においても継続して広報・啓発すること。
- (2) 防災を身近なものとするため、平時から生活の中に防災の視点を取り込み、普段使いすることを通じて実感していく取組について、積極的に広報・支援を行い、国民の防災意識の啓発や理解促進に努めること。

6. 事前防災力の強化について

- (1) 交通ネットワークの確保・強靱化
災害発生時、避難や輸送のための道路確保は非常に重要となるため、道路の強靱化・複数化を推進すること。
また、陸路が断裂した場合も想定し、空路や海路を含めた交通ネットワークの確保・強靱化を推進すること。
- (2) 防災気象情報
シンプルでわかりやすい防災気象情報を提供するために、防災気象情報全体の体系整理や個々の情報の見直し、受け手側の立場に立った情報への改善を図ること。

また、緊急地震速報や津波の発生、線状降水帯の予測、台風発生等、防災気象情報の精度向上に継続して取り組むこと。

(3) 災害廃棄物対策

災害発生時には大量の災害廃棄物が発生することから、迅速化のための法整備を含めた広域的な災害廃棄物処理の仕組み作りを推進すること。

令和7年4月9日

全 国 市 長 会